

# 厚岸町議会 平成24年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成24年3月11日

午後2時54分開会

●委員長（谷口委員） ただいまから、平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後2時54分休憩

午後2時54分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後2時54分休憩

午後3時30分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

初めに、議案第11号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、10ページ、事項別明細書をお開き願います。

次に、12ページ、歳入から進めてまいります。

款、項、目により進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 目法人。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 項固定資産税、1 目固定資産税。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3項軽自動車税、1目軽自動車税。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 4項たばこ税、1目たばこ税。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6項都市計画税、1目都市計画税。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 10款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金。  
ございませんか。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 11款1項1目地方交付税。  
ございませんか。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2目衛生費負担金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3目農林水産業費負担金。  
堀委員。
- 堀委員 ここでは、この道路措置整備改良事業負担金のうち、この予備費分とか一般繰越分、

あと緊急経済対策というふうになっている分についてお聞きしたいのですが、国が日本経済再生に向けた緊急経済対策ということで、合計で20.2兆円取りまとめたとして、復興防災対策成長に富みの創出、暮らしの安心地域の活性化の3分野を重点としているというふうにあるんですけれども、ここで、このうち一つが2,475万円というのが緊急経済対策というふうになっているんですけれども、同じように予備費分とか一般繰越分というのがある中で、これら繰越明許のほうで出てくるんですけれども、まず、この緊急経済対策、これの仕組みというか、今回財源として国からどのような形で来て、後年時の財政負担といものがどのようになるのかというものの説明をしていただきたい。

それと同じように、一般繰越分と予備費分というのがあるんですけれども、じゃ、この一般繰越分と予備費分というのは、その緊急雇用対策と比べてどうなのかと、その説明をちょっといただきたいと思うんですけれども。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、緊急経済対策の件でございますが、これは去る2月26日に可決いたしました国の平成24年度第1号補正予算にかかわる部分でございます。

補正予算の可決としては2月26日でございますが、1月の11日にこの日本経済再生に向けた緊急経済対策ということで閣議決定がされて、その後補正予算として上程されて、2月26日に可決したという状況でございます。これを受けて、そのうちの市町村が行う事業、市町村の予算に計上して執行する予定の事業を対象として、その通常の補助金の補助裏分を、約80%相当というふうに言ってますけれども、その部分について、さらに臨時の交付金を交付すると。正式名称は地域の元気臨時交付金という名称でありますけれども、それ充当することができるということでございます。

概括的な内容については、今申し上げた状況であります。それぞれのどれがこの事業メニューとして合致するのかという、全メニューの提示というのはいまだにまだされてございません。

それでは、どのようにして町で予算計上していったのかということになりますと、各省庁ごとに、それぞれこの国の補正対応の事業メニューを精査していった中で、都道府県を通じて市町村のほうにその情報が来て、そしてその事業メニューについての要望を取りまとめ行って、少しずつその状況が明らかになった段階で、このたびの町の補正予算に計上できる、できないという確認を一つ一つの事業メニューにして行った結果、今回こういった補正計上に至ったという内容でございます。

●委員長（谷口委員） 堀委員。

●堀委員 そうするとほかの歳入のほうでは、確かに先ほど説明された地域の元気臨時交付金というのがあるんですけれども、この農林水産業費の負担金に関して言うと、それがありませんよね。といったときには、どうなっているのかというのが、まず疑問として出てくるんですよね、それについてはどうなっているのですが、この補助裏というか負担分の残分をどうするのかという部分を教えてください。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

ご質問者がおっしゃられる、この今、ご質問を受けている科目での件ということになります。それで、この科目には道営草地整備改良事業負担金、この中にご質問者おっしゃられるとおり3種類あるということでございます。このうちの三つ目の緊急経済対策、この部分が国の第1号補正予算に合致するわけでございますが、ただし、その補助裏分の臨時交付金につきましては、いわゆる町の負担分に相当する部分を算定対象とすると、これは当然であります。この部分は受益者負担分の計上でございますから、この部分については対象にならないということでございます。ただ、事業メニューとしては緊急経済対策で、これは道営事業でございますけれども、道が執行するというので、この表記を使わせていただいているということでございます。

ちなみに、もう二つの説明もさせていただきたいと思いますが、この予備費分としてあるのは、これは政権が交代する前の10月に、いわゆる24年度の国の予備費分を充てて経済対策を行ったということでの配分額ということでございます。

それから、一般繰越というのは、これは24年度の執行分での、いわゆる入札をした後に執行残というのが必ず出ます。その部分で予算の余剰が出たので、この部分の配分が当たったということでございます。

●委員長（谷口委員） 堀委員。

●堀委員 委員長、ちょっと全体的なものという中で聞いてしまうのですけれども、それで、そうすると今回の緊急経済対策といった中で、このようにできるだけメニューを合致するものを上げていったと。結果的に上げれば上げるほど、よかったのかどうなのかという、上げるメニューさえ合致するものがあれば、どんどんどんどん上げていったほうがよかったのかという疑問に行き着くのですけれども、当然その補助裏分も全て交付金として入ってくるのかというふうなものもあるわけでは、上げれば上げるだけよかったのかなというふうにも思うのですけれども、その点だけはちょっと教えていただければ助かるのですけれども、委員長、すみません。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 有利な財源措置があるということで、できるだけその事業を採択していただいて、町で予定する事業があるならば、この国の第1号補正に基づいた執行をするのがベターな状態ではございます。ただし、例えば、今、ご質問を受けている、この道営事業については道が主体事業でありますので、当然道の負担分も出てくると。それから全道的な事業の配分調整というのも当然出てくるということで、厚岸町が望んで幾らでもという状況ではないということでございます。

この道営の草地改良整備事業にかかわらず、ほかの事業メニューも出させていただいてますけれども、やはり限られた予算配分の中での採択ということになりますので、予算枠が少ないメニューについて早くに打ち切られたという情報もありますが、その後にもまた、追加

要望が来たただとか、それぞれ事業メニューごとに、その町の希望に沿ったものとしていける状態にあるものと、そうでないものがあるということで、全てが手を挙げれば大きな何十兆円もの予算でありますから対応可能だったというわけではないという状況であります。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目民生使用料。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3目衛生使用料。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4目農林水産業使用料。

室崎委員。

●室崎委員 ここで林業使用料の中に樹海観察望遠鏡使用料というのがあるんですが、これは少年自然の家のわきのところにある非常に高い木造の塔の上にある望遠鏡の話でないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 森林センターの樹海観察塔で、委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 これ全体で使用料としてどのぐらい入っているのかと、人数にして何人ぐら

いなのか、ちょっと教えてください。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 予算的には47回ということで、歳入のほうを4,000円ほど計上させていただきましたが、決算では62回の利用ということで、2,000の追加補正という形で補正を上げさせていただきました。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 約300人で60回ぐらい使われたという計算になるわけですね、大ざっぱに。それで、例えば同じような望遠鏡を設置している、これ一概に言えないですが、水鳥観察館なんかでは、これ10円玉か100円玉入れないと映らないわけではないですよ。それから、これ樹海観察のこの望遠鏡のある位置というのは何階分あるのかわからないけれども、相当にえっちらおっちら上まで上がらなければならないのですよ。ですから、この程度の使用料をがちがち考えなくても、これは一生懸命そこまで上がってのぞいてくれる人に、どうぞ使ってくださいというようなことも考えていったらいいのではないか思うのです。せっかくあれだけの施設を置いているわけですから、少しでも多くの人に利用していただくということが非常に大事だと思うのですよね。そういうこともご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 実は、この望遠鏡の使用料ですけれども、条例でお金をいただくように条例化してございます。それで、以前もこの望遠鏡について無料化ということも一時お話がされたこともあるやに聞いています。ただ、今度はこれを中のそういった料金の機械とか、そういったものを直すのにはかなりお金がかかるということもございまして、当面有料ということでいこうというようになったそうであります。おっしゃる趣旨については十分わかっているつもりではありますけれども、検討課題にさせていただければなど、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

5目商工使用料。

（な し）

●委員長（谷口委員） 6目土木使用料。

（なし）

●委員長（谷口委員） 7目教育使用料。

（なし）

●委員長（谷口委員） 2項手数料、1目総務手数料。

（なし）

●委員長（谷口委員） 3目衛生手数料。

（なし）

●委員長（谷口委員） 4目農林水産業手数料。

（なし）

●委員長（谷口委員） 6目土木手数料。

（なし）

●委員長（谷口委員） 3項証紙収入、1目証紙収入。

（なし）

●委員長（谷口委員） 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。  
南谷委員。

●南谷委員 委員長、15款国庫支出金と16款道支出金は関連がありますので、あわせて一緒をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

まず、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございます。

社会福祉費負担金、ここで330万円、それに2節の児童福祉費負担金、ここもマイナスの952万6,000円、さらには、これ上ほうは、ただいま申し上げたのは国の補助、それから16款の道支出金のほうも同様に減額になっております。この辺のまず背景につきまして、どうして当初計画で計上されているものが、この時点で減額になったのかお伺いをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 1 目民生費国庫負担金の 1 節社会福祉費負担金における障害者自立支援給付費負担金については、これは 1 年間の利用実績に応じて精算をさせていただいた結果の負担金の減という内容でございます。

また、2 節の児童福祉費負担金 952 万 6,000 円の減、内容については児童手当負担金、国分であるわけですので、これについては国からの連絡がありまして、児童手当交付金については申請額の約 85% と、そのように国の予算の関係上させていただくということで、それに応じた予算歳入の減額ということで計上をさせていただいた内容で、同じく 16 款道支出金の 1 目民生費道負担金の 1 節社会福祉費負担金は、これは障害者福祉サービスにおける利用の実績に応じた給付費の減に応じた負担金の減であります。

一方、2 節の児童福祉費負担金 217 万円については、児童手当負担金の減額でありまして、先ほど国については申請額の 85% に調整するという内容でありますけれども、北海道に依っても申請額の 89% に調整をさせていただくということで、国が平成 24 年度で全国のこの交付額を予算の中で調整したということになりまして、この不足分については、次年度に追加交付されるというふうな内容でございます。

●委員長（谷口委員） 南谷委員。

●南谷委員 すいませんね、あわせて。

まず、1 節のほうは、その利用者の総体の 1 年間分の実績にあわせて、ここで修正をさせてもらった、その分、国と道の補助が受けなくなりましたよと、こういうことで理解すればよろしいのですね。そうしますと、児童福祉負担金、前のそのときは 50 万円と国のほうなのですけれども、ただいまの説明ですと、それぞれ 1 割を超える翌年度増しと、道のほうもそうなるのでしょうか。

それから、例年こういう 1 割以上のものが次年度の決算のときまで 3 月、恐らく来年の同じ時期にその差額の分が町に入ってくるという理解をさせてもらったのですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 1 点目の障害福祉サービスの実績に応じた負担金の減という内容で、委員のおっしゃる内容のとおりでございます。

2 点目の国庫負担金の減額調整、例年行われているのかという内容かと思えます。北海道については、ことし初めて 89% という調整をされておりましたが、昨年度は北海道は 100% で減額調整率でございますでしたが、一昨年はございせんが、国においては昨年において概算交付決定率は 95.05% ということで、国が行うのは 2 年連続という結果になっているところでございます。



●委員長（谷口委員） 南谷委員。

●南谷委員 そうすると北海道は初めてなので、当初計画よりもここで発生したというの  
はうなづけるんです。国のほうは去年は5%、次年度回しになってことし入ってきてい  
るということで、この数字が非常に大きくなってきていたので、私も気になったのです  
よ。これはやはり国は地方の独自性というのを認めていながら、事業をある程度国の方  
向の中でやってきている中で、お金は次年度に1割5分ですけれども回してくる。どん  
どん前の年は5%、今回は15%近いものが次年度に振り回されると。これにつきましては、  
厚岸町として国のほうに何らかのアクションを起こしていくべきでないかなという  
ふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 国の負担金の調整については、平成23年度においてあったわけ  
ですから、平成24年度の当初予算編成時にそれを見越した考えも当然持ったわけでございま  
す。しかし、それは平成23年度における国の予算措置の関係であったもので、24年度始まる  
前に国はお金は準備できないという話ではございませんので、そういう減額計上はしていな  
かったということでもあります。

なお、この減額調整になった理由については、国のほうからは明らかにしてございませ  
んけれども、私ども担当としてその理由について考えてみました。あらかじめご了承いた  
さいたいのですが、これは国の言っていることではございません。私どもが予想すること  
であります。

国は、日本の国民の子どもの数というのは当然押さえております。所得制限も入って  
おりますけれども、99%くらいはいわゆる全額が対象になる児童手当なんですね。そう  
いったことで国の数を押さえているので、ある程度国の予算というのは固まったもの  
はつかめるのです。ところがこの数年来、子どものための手当とかいろいろ制度変更  
があったりして、そのたびに給付の額であるだとか、対象が変わったりしている。  
このときに各市町村が交付申請、考えられるのは100人分でもいいの、110人分だ  
とか、そういうことがもしかして行われているのであれば、国もお手上げなかな  
と、そういったことで、その申請を尊重して調整率を掛けざるを得ないのだら  
うということ、実態が明らかではありませんので、国だけの責任なのかどう  
なのか、ちょっと明らかではありませんけれども、参考までに厚岸町はきちっと  
した実質的に近い数字でもって交付申請をさせていただいております。ご理解  
いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

(なし)

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

石澤委員。

●石澤委員 ここで、地域の元気交付金ののっている部分、1、2、3とあるのですけれども、これにかかわって聞きたいのですけれども、いいですか。

(「どうぞ」の声あり)

●石澤委員 それで、ここの新事業なんですけれども、これは最初からもとは何かの資金を使うつもりだった事業なんのでしょうか、それとも新規の事業なんのでしょうか、これ三つ。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問は、総務管理費の中の地域の元気交付金情報化推進という部分と、それと道路橋梁費補助金の4段目の道路橋梁維持の部分、それと教育総務費補助金の2段目の教員住宅という部分かと思います。この中で、当初から想定されていたものはあるかということでございますね。この中で、3カ年計画の中で位置づけて25年度の当初予算で明らかに計上予定だったというものは教員住宅の整備事業分であります。それ以外の部分については新たにこのたび事業メニューとして国から提示された中から拾い上げて、新たに町でこの事業メニューを有効に活用して事業化を図ろうということで、新たに検討して図ったものということでございます。

●委員長（谷口委員） 石澤委員。

●石澤委員 そしたら厚岸町の財政力指数というのは幾らぐらいになるのですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 厚岸町における財政力指数につきましては、平成21度から23年度までの3カ年の平均値をあらわしたものとして使います。この数字は0.221となっております。

●委員長（谷口委員） 石澤委員。

●石澤委員 この元気交付金を使う場合は、そうすると新規の場合ですから、これは厚岸の場合は9割方が交付金として申請できるということになるのですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 現在この地域の元気臨時交付金につきましては、総額の中で約8割をこの交付金を充てることが可能でないかという情報が来ております。ただし、財政力の低い町については、その80%よりも多く配分が可能でないかというふうにも言われているところがございます。その上限値が9割になるかどうかということ、まだ具体的には指し示されておられません。まだ要綱等も、でき上がっておりませんし、我々には概要的なものの中で判断して、各省庁の情報の中で積み上げていっているという状況でございます。ただ、財政力としては、低いほうの部類に入りますから、8割よりも多く配分を期待したいというふうには思っているところでございます。

●委員長（谷口委員） 石澤委員。

●石澤委員 そして、これ残りの部分というのは、地方債で見ることができるとは、どうですか、残りの分は地方債として見ることができるとは、その辺どうなんですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） この事業につきましては、それぞれ通常の補助金と、それと元気交付金を通常の補助金の補助裏にこの元気交付金を充てれる事業と充てれない事業があるというふうに言われています。ただ、それは今計上させていただいた部分には、それを確認して上げているのですけれども、全体的な事業メニューがまだ出されておられません。基本的には元気交付金を充てて、起債も例えばですよ、補助裏の80%が元気交付金がついたとします。残りは補助裏の20%分が一般財源になりますが、それに起債を充てれるかというご質問でしたら、その部分は充てれないというふうにはされているところでもありますから、その部分は一般財源、いわゆる税金等をもって充てる制度になりそうだという状況でございます。

●委員長（谷口委員） 石澤委員。

●石澤委員 この元気交付金のほかに、今回のこれは25年の予算になるのか、国家公務員と削減というのが出てきてますよね、地方に対して、交付金を削減しますよというときに、それと一緒に地域の元気づくり事業費というのが出てきていると思うのですけれども、それは補正とか、予算の中には入ってきているのですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今、ご質問の部分は、あくまでも普通交付税の算定上のお話になるのかなという情報であります。いわゆる元気づくり事業として事業メニュー立てして、この分を交付金として充てるメニューが創設されるという情報には我々には届いてきてません。

あくまでも交付税の算定の中に、その部分を積み上げるいうふうにしていこうと、しているというふうに我々のところには現在のところ来ております。ですから、このような補正予算に出しているような事業メニューとして事業立てして、別の交付金として当たるというふうに情報は届いておりません。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。  
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 2目民生費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 3目衛生費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 5目商工費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 6目土木費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 8目教育費国庫補助金。  
室崎委員。

- 室崎委員 この5節に、社会教育費補助金として29万7,000円の減額ですが、史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費補助金というのがありますが、この事業ですが、これは支出項目のほで見ると国泰寺の関係なのかなという気もするのですが、全く違うものなんでしょうか、ちょっと教えてください。

- 委員長（谷口委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） 歳出の部分とは金額は合いませんけれども、国泰寺の整備事業にかかわる補助金の減額であります。

- 委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 国泰寺でいろいろなことをやっていますよね、その中のこの部分がこの補助金に当たるというのではなくて、国泰寺全体の中にとけ込んでいく補助金の一つだというふうに考えればいいのでしょうか、それとも何か特定の何かをやっているからその部分だけはこの補助金。歴史の道なんていうのがあるものですから、ちょっとそのあたりを。

●委員長（谷口委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） この中で補助対象外があるものですから、一概には申し上げられませんけれども、全体の事業費、補助対象メニューの中で基本的に24年度では、山門の補足塀工事として上げられておまして、その分の減額だとかが絡んだ補助金分の減というふうに考えていただければと思います。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 230万円減額になったのは、今回の国泰寺の裏門と言っていいのか山門と言っているのかわかりませんが、それと周りの塀を直しましたね。その塀の部分で工事の確定したら230万円程度工事費が当初の見込みより少なかったと、それで補助金の30万円が減額になったということよろしいのですか。

●委員長（谷口委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） その部分も含まれますが、主に特別旅費の部分で変わりました、その部分の減額というふうに考えております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。  
他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。  
3項委託金、1目総務費委託金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目民生費委託金。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 4目土木費委託金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2項道補助金、2目民生費道補助金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3目衛生費道補助金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 4目農林水産業費道補助金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 5目商工費道補助金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6目土木費道補助金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3項委託金、1目総務費委託金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 4目農林水産業費委託金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6目土木費委託金。  
(なし)

- 委員長（谷口委員） 7目教育費委託金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2目利子及び配当金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3項財産売払収入、1目不動産売払収入。  
金橋委員。
- 金橋委員 19ページ、土地売払代、これちょっと内容を教えてください。
- 委員長（谷口委員） 建設課長。
- 建設課長（高谷課長） この土地売払収入の92万4,000円でございますけれども、町有地の売り払いで、門静1丁目107番地、宅地355.45平方メートルを売却した土地の売払代でございます。
- 委員長（谷口委員） 金橋委員。
- 金橋委員 ちょっとこれに関連して聞きたいのですけれども、干場とか雑種地で私が聞いている範囲では、買いたいのだけれどもというような人もいますよ。それで土地評価の部分でいくと、やはり年々下がってはいるのですけれども、買う側と、それから町のほうで売る側の折り合いがつかなくて売れないという場合もあると思うのですけれども、24年度中で干場とか売り払った例というのはありますか。
- 委員長（谷口委員） 建設課長。
- 建設課長（高谷課長） 今のところございません。
- 委員長（谷口委員） 金橋委員。
- 金橋委員 それでは今後、ちょっと私もその辺のところをきちっと把握して、その上で原課の建設課のほうにちょっといろいろとお聞きしたいということがありますので、質問はこれで終わります。

●委員長（谷口委員） ほかにございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

2 目水産物売払収入。

室崎委員。

●室崎委員 水産物売払収入でお聞きしますが、しいたけ菌床売払代が430万円ほど減額になっていますが、まず、この内容についてお聞きします。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 菌床の売払代ということで、今回431万1,000円の減額ということで、数量でいきますと3万2,000個、約3万3,000円個になるのですが、これにつきましては生産者が当初15戸おりました、そのほかに協力企業として販売している部分もありまして、59万個の菌床の売り払いを予定しているということでございますけれども、このうち15戸の生産者のうちお二人が高齢と、それからちょっと体調を崩した関係もありまして、その生産ができなくなったということで、それらが少なくなったと。

それともう1件、今、生産の中止している方がいらっしゃいまして、その3人の方がそういう事情で生産が減少になったということで、今回431万1,000円の減額ということになっております。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 しいたけ農家の戸別の特定事情で見込み量よりも需要が減ったと。全体的にきのこの菌床による生産が、いろいろな事情で衰退してきたから減ったのではないというふうに考えておけばよろしいですね。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） きのこの生産自体の経営が厳しいという状況はずっと続いておりまして、そういう面はあります。ただ、今回の方につきましては、年齢的に高齢になってくる、それから体調を崩されたというようなことが大きいのかなと思っております。ただ、協力企業を通して販売していたものが、今までそれを受けていたところが自分でやるようになって、去年の秋から自分で菌床工場をつくって自分でやるというような形になってきましたので、そこの部分は減っていくのかなというふうに思います。

それと先ほど2軒が生産ができなくなったということで、その方たちは生産をやめら



れたのですが、そこでそういう方たちが持っていたハウスは、その近隣の生産者が引き受けまして、その数はそのまま引き受けてやることになってますので、その個々の生産者の分というのは、減らないのかなというふうには考えております。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

いずれにしても、みんな年に一つずつ年取っていくわけですから、だんだん高齢になっておやめになる方も出てくるでしょう。ただ、そのときにやめたらその分、数が減ってしまったではなくて、やっぱり入れかわってどんどん新しい人が入ってこなければならぬですね。そのためにはやはりPRというか、こういう制度の中でできるんですよというものを全国にどんどん発信しなければならないし、それも積極的にね。向こうが調べて調べて来ると、厚岸にこんなものがあつたではだめなんですよ。

それともう一つは、いろいろな、ここでしいたけに関して、起業しようとした場合には、厚岸はいろいろな手だてで応援してますよね。そういうものについても、なお一層努力していただきたいということで、しいたけ菌床の売払代が完全人数が減ってきたものですからというようなことにならないように、ぜひ、これ、お願いしたいということで、次に行きますが、餌料藻類売払代というのが今回280万円ちょつとの増額になってます。これ、確か当初では960万円ぐらい、それが最終的に3月議会ですから一応締めと言っているのではないかと。そうすると1,500万円ぐらいになってくるのかなというふうには思ったんですが、まずそのあたりを教えて下さい。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） きのこの生産者につきましては、その生産者も含めてPR活動、販促活動をやろうということで、去年、一昨年から始めてますし、実際に問い合わせもありまして、現地に行って相談なんかも受けているのですが、ちょっと当初の資金が結構必要なものですから、なかなかそういった部分ではもっと簡単に入れるのかなというイメージで来られる方もいらっしゃるんですけど、なかなかつながないのですが、そういった部分については、今後も引き続き取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それと餌料藻類の売払代につきましては、おっしゃるとおり当初予算では958万円という予算をもっておりましたけれども、ことしは1,499万4,000円ということで、約1,500万円くらいまで来ております。この数字はかなり多い数字でして、去年は1,334万7,000円ということでは、もう限界なのかなというふうにも思っていましたけれども、ことしはまた、実は限界といいますのも、その生産の時期が集中する時期はどうしても限界がありまして、その生産も増やすことができないという部分があるのですけれども、去年につきましては、異常気象ですとかいろいろな条件が重なって、主にウニですとかナマコの餌ということで購入をしていただいているのですけれども、その生産がうまくいかなくてやり直すだとか、そういうようなこともあつたようで、ちょっとその時期がずれて注

文があって、そういったものには対応もできるということもありまして、こういう数字になったという状況でございます。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 今、課長さんからの答弁の中で数字が出ましたので、私のこれからの先取りしてどんどんと答弁してくださっているのですけれども、去年も1,300万円ぐらいになって限界だという話がありましたね。限界というのは人的なものだけではなくて物的なものもあるわけですよ。餌料藻類は歳入ですから、そこだけ見ればどんどん増えていくのが結構ということになるのですけれども、実はこのカキセンター全体がもう大分時間も経ってきているわけです、できてから。だから大事に使っていかないと、それやれ、ほれやれでもってびしゃっといってしまったら大変なんですよ。そういう問題も具体的に考えていかなければならない時期になっている中で、これだけできるんだという、今、お話があったのですけれども、どうもその予算づけのときよりも3月なんか非常に大きくなっていると。そうすると、やっぱりこれいろいろな事情があるのはわかるんだけれども、それは1割か2割ぐらいの中で行ったり来たりしているのならわかりますけれども、5割以上変わるということになると、これやっぱり当初の見込み何だったんだということにもなりませんか。そのあたりどうお考えですか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 当初予算を組ませていただく段階では、事前に購入実績のある機関にアンケートを行っておりまして、それで来年の注文をどの程度考えているかということで、そういったものを取りまとめまして、それに若干のプラスを見て予算要求をして、そういう形で作っているのですが、それはその年のそれぞれの機関での生産計画でしたとか、その生産が去年のようによくいかなくてやり直したとかということで、需要が増えたりということで、やっぱりかなりそこは不安定な部分があるんだというふうに考えてまして、去年1,300万円、その前も1,000万円ちょっと超えていたと思いますけれども、増えてきているという状況はあるのですが、それなので、その数字でいけるかなというのと、やっぱりちょっと心配な部分もあります。

当初のアンケートでの申し込みの状況がどうなのかなという部分は、確かにあるのですが、そういったことをそれをもとに組ませていただいているということなものですから、ご理解をいただきたいなと思います。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 需要が波打つというのはわかります。ただ、これはどこまでもカキセンターの本分ではないですよ。そうすると本分に触っちゃうまくないですよ。私が聞いているのは、だから限界というときには需要がこうなるかもしれない、ああなるかもしれないというだけの問題ではないだろうと。人的な問題は人を増やせばいいですから大した問

題ではないかもしれない。けども、いろいろな設備というものからいって、もう設備も大分いたわりながら使っていかなければならない時代に入ってきているのではないかという意味で、やはり年間このぐらいの限界量というものは考えていかなければならないだろうと。いやあ、いろんなことで注文どんどん来たから、よかったよかったでは済まないだろうという意味で、やはりそういうことも考えて1,000万円程度のものをつくっているのではないですか。それがもう5割も増えたというので、果たしていいのかなということなのですよ。そのあたりはどう考えているのですか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 餌料藻類の生産につきましては、2月からカキの種苗の生産が始まりまして、2月に採苗をして、その種苗生産が9月くらいまでずっと続きます。その種苗生産の時期に、やはりナマコにしてもウニにしても他の期間では餌が欲しいという時期に重なります。ですので、その部分ではやっぱり私どものほうはカキの種苗生産が第一ですので、そこの部分でのものはまず第1番目にやって、その上で余力の部分でもって、この餌料藻類を生産をして売っているということなのですから、特に先ほど申し上げましたけれども、去年につきましては、その生産時期からいっばいで大変な時期にずれる時期に注文が多かったということで、そういうものに対しては当然生産は余力がありますので、その時期の生産というのは対応できるなというふうなことで、そこの部分の注文も多くで今回こういうような数字になっておりますので、その部分では対応はできるなというふうに思ってまして、ただおっしゃられるように、施設的なものについては、年数もかなりたってきていますし、そういった意味ではカキセンターの、ことしも外壁ですとか、それから床の改修なんかもやっていただいて、ここ何年間か計画的にその改修なんかを要望しまして、予算をつけていただいて実施しているというふうなことで、それとあわせて、そういう餌料藻類の生産で増えた部分でもって修繕関係もやらせてもらっているというふうな状況がありまして、何とかそういうものもうまく活用して維持を図っていききたいなというふうに考えてます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

18款1項寄附金、1目一般寄附金。

堀委員。

●堀委員　ここで説明の中にある高部電気さんというところから100万円の寄附があったということなのですが、目的とかそういうものがある寄附だったのかどうかというものを教えてください。

●委員長（谷口委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　内容としては、町の振興のためということで、特に目的は定められておりません。

●委員長（谷口委員）　堀委員。

●堀委員　そのときに、この高部電気さんというのは町のほうにも指名願いを出させていただいている業者ですよね、厚岸町のほうにも指名願いが出ている業者だと思うのですが、例えば24年度で高部電気さんが行った町の受注事業というのは、あったのかどうか。また、あれば幾らぐらいなのか。

●委員長（谷口委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　24年度の工事では高部電気の受注はございません。

●委員長（谷口委員）　堀委員。

●堀委員　そうすると、100万円を、大変、町の一般寄附金としていただいておりますが、ただ、今後の指名とか、そのような中で何かしらのことを期待してのものというものはないのでしょいか。また、そういう指名の願いが出るところから寄附金を受けるとい、その行為についてはどうなんですか。そこら辺はどのように判断をすればいいのでしょうか。

●委員長（谷口委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　相手方のほうからの寄附について、そのような意思等についてはないものというふうに考えておりますし、あくまでも町の指名の業者にする場合については、町の規定に基づいた形での指名ということになるかと思っております。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（谷口委員）　進めてまいります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目町おこし基金繰入金。

（な　し）

- 委員長（谷口委員） 20款、1項、1目繰越金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2項預金利子、1目町預金利子。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 5目土木費受託事業収入。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6項雑入、2目過年度収入。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3目雑入。  
(なし)
- 委員長（谷口委員） 22款町債、1項町債、1目総務債。  
南谷委員。

●南谷委員 今、1項、1目ですか。すみません、民生費のほうで。失礼しました。

●委員長（谷口委員） 1目ございませんか。

なければ、2目民生債。

南谷委員。

●南谷委員 失礼しました、大変。

補正額が8,830万円ですか、数字が大きいので、僕も、えっと思ったのですけれども、この7,780万円、その下の2節のほうのやつも見たら過疎特別分という表示がなっているのですよね。全体で伺いたいのですけれども、例年こういう過疎債の借り方、社会福祉費と全体での過疎債に計上というのは、僕の記憶では余りなかったのではないのかなというふうに理解をしているのですよ。今回このようにその過疎特別分として計上されているのですけれども、この背景、それから過疎債を計上することによっての影響というものをどのような数字になるのか、お伺いをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、過疎対策事業債の過疎特別分ということで、この件に関しましては、いわゆる過疎地域自立促進特別措置法という法律がありまして、これは国会議員の議員立法でもって制定されて、何時間にわたって再延長がかけられているという法律でございます。この中で、従来は、いわゆるハード部門についての起債を認めておりましたが、平成22年の改正のときに、いわゆるソフト分ですね、これについても対象にするということで、制度改正がされたということでございまして、その年に厚岸町も9,600万円発行してございます。さらに23年度も同様の制度が継続されておきまして、厚岸町においても1億5,600万円発行をしてございます。

このたび、実は合わせて2億1,580万円の予算計上をさせていただいてますが、この過疎特別分の制度変更が今年度ございまして、いわゆる一定の状況を満たしている部分、いわゆる同じ過疎地域の中でもさらに条件の低いと申しますか、そういった状況の中で個別の算定の中で2倍相当額まで発行限度額を引き上げるといふ、そういう条件が提示されたということでございまして、その中に厚岸町も合致したということで、このたび、この交付が示されて、それに基づいて発行するということでございます。

この件につきましては、昨年12月の定例会におきまして、厚岸町の過疎地域自立促進市町村計画、この部分の変更計画の中にこの2倍相当額という部分の事業費を、変更計画を議会の議決をいただきまして、これはその後、総務省にこの計画を提出させていただいてまして、総務省でこの全ての事業について承認を受理していただき、承認をいただいております。

今後の手続としては、それを受けて起債の発行になるわけですが、間もなく、総務省からこの計画に基づいて同意予定ということが出されるので、その手続上、予算計上の準備をしてくださると、最後のチャンスとしてはこの3月定例会になるということでござい

す。例年同じようなスケジュールの中で、進めさせていただいております。

さて、この起債がどのような条件なのかということでございますが、これは同じ起債を発行するというので、ハード部門と同じく12年償還になります。据え置きは3年ということになります。このうち3年ですね。それと普通交付税の基準財政需要額に7割相当額が算入されるということで、この交付税措置があることが有利な条件になるということでございまして、総務省のほうにおきましても、この発行を進めております。制度をつくった総務省としては、ここを有利に活用していただきたいということでございますね。ただ、余り発行しても7割算入、実交付額ベースという約半分と申し上げていいのでありますが、償還するときには町税分も当然財源として、そのときは持っていないということには当然なります。ただ、これを発行することによって交付税への積み上げということがあるわけでございますから、これを活用して今後の財政運営上、有利な展開に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

ちなみに、これは総務省からの情報でございますが、全国で775の市町村が過疎指定を受けておりますが、このうち、22年度でこの計算上の発行限度額のうち57.3%を活用しているということでございます。23年度については、活用率は65.2%だったということで、この24年度につきましては、さらにそのこういった有利な条件ですので、活用を総務省のほうからと推奨されているということでございます。

厚岸町としても、この有利な起債を発行して、今後の展開も考えなければならないと思っておりますが、今、想定しておりますのは、通常の事業に充てて、いわゆる当該年度の税金分がこの分余力ができるわけでございます。この部分については、直ちに使うということをしなくて基金に積み上げて、次年度以降に活用していきたいというふうに思っておりますし、一方では、起債の残高をやっぱり減らしていかなければならないだろうなということも同時に考える必要があるということでございまして、24年度までは国の制度上の最終的な措置であります政府系の資金ですね、これ高利な部分の償還を認めていただきまして、12月補正で計上させていただきました。25年度以降につきましては、民間資金の中で繰上償還可能な部分をお借りしているところと協議をして、そういったものをこの過疎ソフトを発行して浮いたお金で、さらに繰上償還して起債の残高を減らしていくような財政運営も図っていききたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 南谷委員。

●南谷委員 町債につきましては、当初年度のその計上が4億円台で年度末で7億2,000万円ですか、このくらいの数字になると。そして、結果的にそのトータルでの借入金というのは余り変わらない、全体像でね、なんですけれども、今回この8,800万円の計上に当たっては、実質後での交付税の裏づけの70%があるということが社会福祉の関係も計上されたという部分では、大変私は評価すべきだなというふうに判断をさせていただきました。その分ですね、残高は同じになるのだけれども、その後づけできちっと確保されるということであれば、厚岸町としても非常に町民の皆さんに負担減になるなということで、今まで一般財源から多く負担していた部分のそれぞれのものが、今回過疎と別に計上されたということは、大いに私は評価すべきことだと判断をしております。こ

れからもしっかりそういう部分について頑張って、なるべく町民に有利になるような方を私は講じるべきだと考えます。今後もしっかり、そういう意味では国の動向や道の動向をしっかり見定めて、財政の健全化を図っていただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 答弁要るんですか。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 我々としても、持続安定的な財政運営を将来を見越した中で図っていきたいというふうを考えているところでございまして、その中でも、ほかの市町村と最近は財政的にも厳しい状況にあるのかなのか、それから有利な制度を活用してもっと財政運営上有利な状況に持っていくものがないのかということも、情報も収集に努めながら今後も健全な財政運営を図ってまいりたいというふうに考えます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

3目衛生債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4目農林水産業債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5目商工債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 6目土木債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 7目消防債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 8目教育債。



(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。

次に、26ページ、歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目 議会費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2 目 簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3 目 職員厚生費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4 目 情報化推進費。

室崎委員。

- 室崎委員 IP電話に関してちょっとお聞きいたしますが、いわゆる光通信のそれによっていろいろなお知らせができるという部分ですよね。町民に対するいろいろなお知らせは防災行政無線でもやっているわけですね。それから、光通信でもやっていますが、これですね、防災行政無線ではこういうものを行って、IP電話ではこういうものを行うというような基準があるんでしょうか。それから、物によっては両方で流れることもあるし、片一方にしか出てこないこともあるんですね。そのあたりの基準といいますか、それがどのようになっているのかお知らせをいただきたいのです。

- 委員長（谷口委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 基本的に行政関係の情報を町民の皆さんにお知らせする場合には、防災行政無線、さらにはIP告知端末、両方での情報を基本としております。ただし、行政防災無線の場合については、どちらかというといP告知端末からの放送よりも、早急のお知らせ等々については防災行政無線を優先するという形をとらせてもらっております。基本的に防災行政無線については、一度流した場合については、それを録音する等のことはできません。ただし、IP告知については、音声放送もできますけれども、さらに字面として残すことができるということで、両方をそのときの情報を逃した方については、帰ってきて

からそのIP告知での情報を見て、確認をしていただくということで、防災行政無線を補完した形で運用を行っているというところでございます。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 というような話は何回も聞いているんですよ。具体的には、防災行政無線で流れたものがIPのほうには出てこなかったりというようなことを結構聞くんですよ。それが緊急の場合なんかというと、そうでない。何カ月も前から予定が立っている行事に関してもそういうことがあるんですよ。それで、今の基本的にはというお話では、基本がどこまでで、例外がどこまでなのかさっぱりわからないんですよ。これどうでしょうね、それ以上の、今、ここでの基準とかそういうものは出ませんか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 防災行政無線の運用規定、さらにはIP情報通信の規定、いずれも規定でどのようなことを放送するということは規定はしておりますけれども、基本的にこの防災行政無線、IP告知端末、いずれも原課からの急がないものですね、緊急を要しないものについては、原課それぞれの担当課からの申請によって流しております。その場合、その担当の中で防災行政無線のみといった場合については、IP告知から流さない場合もございますし、逆にIP告知のみでという場合もございますので、そのいずれか一方になる場合はその都度ある場合もあるかと思えます。基準的なところについては、今、ちょっとお示しするのは時間がかかるのですけれども、よろしいですか。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 原課のほうで、こっちだけ申請あったから、あっちのほうは流れなかったんじゃないかというような話は内部の打ち合わせ会議でやってください。町民にとって、そんなこと関係ないんですよ。だれがどんな係でもってやっていようと、最終的に流れてきたものを聞いているので、何かやっとななんて思いながら聞く人なんか、よほど特殊の人ですよ。やっぱり、今、まさに担当課長さんおっしゃったように緊急を要する場合には、これはもう防災行政無線で流れるであろうと、これはみんなわかってますよね。ただ、そうでない町の行事だとか、いろいろなものに関しては、やっぱり両方から出てくるんじゃないかというふうに、みな思っているんです。それが、あれってということがあつらくて、結構そういう話を耳にすることがあるということなので、そのあたり過去3カ月でも半年でもいいのですけれども、こっちでしか流さなかったものというような、両方流したものというような、それをちょっと新年度までで十分ですから、それを見せていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、資料の要求がございましたので、新年度予算と審議の前までにそろえたいと思います。また、いずれにしても、そのようなことが起きないように、担当課と、それとこのIP告知、それと防災行政無線、それぞれの担当は総務課になりますけれども、お互いの協力のもとに、そのような事態が起きないように気をつけていきたいというふうに考えてます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） それでは、進めてまいります。  
堀委員。

●堀委員 私は、情報ネットワーク多重化整備事業についてお聞きします。

これは総務省のほうの関係の緊急経済対策の中での情報インフラ整備の評価と災害時即応能力の向上ということで上げられていた、地域公共ネットワーク等強靱化事業というものにのった事業なのかと思うのですが、実際に何を、どのようなことをされるのか、詳しく説明をしていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） それではお答えいたします。

まずは、町内の湖北地区と湖南地区です。これは厚岸大橋に共架した有線、光ファイバーですね、この単一ルートで要はIP告知サービスを行うものと、それとテレビ、地上デジタルですね、これが結ばれております。これが地震で厚岸大橋が落ちる、これはかなり大きい場合ですが、あとはお互いの湖南地区と湖北地区の接合部分が、やはり低いところから走っていますので、ここが湖南地区の接合部分であれば6月の北海道の津波浸水予測図では、約9メートル弱で、港北地区の接合部分ですと8メートル強ということで、明らかにここが浸かってしまう可能性がある。もしもその場合に、あとは大きな震度7の地震があって、もしも大橋が倒れてしまった場合等々の光ファイバー有線で結んでいる部分が、もし切れてしまった場合には、港北地区側から湖南地区側に送っていますので、デジタルであれば再送信、あとは光IP告知サービスの線もそちらのほうに送っていますので、これが途絶えてしまうと、湖南地区側がですね。それで、湖南地区側ですと、約IP告知ですと1,500世帯、さらにはテレビ、地上デジタルですと600世帯強が途絶してしまう。やはり災害時の情報としては、テレビというのは非常に大きい可能性があります。あとはIP告知も当然必要になってくるかと思うので、この場合に自宅で見れない場合、当然避難されますから、普通は見れないはずだと思います。浸水区域の方々はですね。ただ、向こう側、湖南地区側に整備しようとしている森林センターを防災拠点としますので、こちらのほうにもこの情報が行かなくなってしまう可能性が大きいということで、これを今、有線で結んでいるプラス無線でお互いを厚岸側のこちらのほうのセンターと向こう側の奔渡のサブセンターに無線で結ぼう

と。要は、それで有線と無線での多重化と。有線がだめになったときには無線で飛ばすことができるように整備をしましょうということです。今回、たまたま歳入のほうで盛ったように、国の24年度の補正予算において、この事業メニューができましたので、これにのっかって、さらにその裏として地域の元気臨時交付金も充当財源として可能だという確認もとれましたので、この際、道内でも厚岸町のこの地域特性というのは非常にまれだということもあって、総務省とも話をして、この事業を進めていこうというものでございます。

●委員長（谷口委員） 堀委員。

●堀委員 今の説明で大体はわかったのですが、要するに、それでは例えば、移るとしたらコンキリエのほうから無線で愛冠のほうに飛ばすと、そのための送信施設と受信施設をつくる。なおかつ受信側からの有線化というか、再送をできる工事をするんだというふうに私は理解しているのですが、違うのだったら教えてほしいのですが。

そこで、知りたいのが、じゃ、これは結構4,500万円とかというような事業費なんですけれども、実際いつぐらいからかかる、国の予算だと15カ月予算とかというようにもなっていて、今回繰越明許ということになっているのですが、発注行為がいつぐらいからできるのか、また、町内事業者がこれらの事業に携わることができるのか、IP電話とかこの情報端末とかのときにはNTTが1社でやりましたよね。そのような形になるのか、それとも町内事業者なども含めた入札行為の中でやられるようになるのか、それについても教えていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、センターですけれども、センターはここの役場の裏側にある附属施設のセンターになります。向こう側の湖南地区のサブセンターというか、ぼんときらくのほうにサブセンターがございます。そちらのほうをすると。災害には津波の浸水等には影響がないということの確認の中で、今回整備をするものであります。あと事業ですけれども、25年度への繰越事業ということで考えておりまして、その前には当然補助金等の申請行為等もありますので、それらの許可等も見定めながらということになるかと思いますが、基本的に、事業はやはりこの厚岸情報ネットワークを整備した業者が工事に当たるということになります。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） それでは、進めてまいります。  
竹田委員。

●竹田委員 情報化推進費のところ、IP告知電話の件でちょっと、新年度予算で聞きたい部分があるので調べてほしいんですけども。一つは、IP告知電話の取り付け終了がほぼ終わって、既存の住宅にIP告知がついている場合の住宅で、古過ぎて解体をしたと。その後新築をした場合に、IP告知をつけているお客さんが、お金が非常に移設にかかるのでつけなくていいというお客さんがいるんですよ、実は。これを役場のほうでわかっているのか、わかっていないのか。わかっているとしたらどのくらいの数がついているのか、ついていないのかというのは、非常に難しい問題だと思うんですけども、事実私の知っている限り町民から、そういうお金がかかり過ぎるといった問い合わせが来ています。この一度目は町の財政の中でやってもらったと。次からは個人もちというのは十分聞いていたんですけども、非常にお金がかかり過ぎると。そのお客さんの話では、約6万円から8万5,000円というふうに言われたと。結構高額なお金なんで、とりあえずは予算がないのでつけなくてもいいということで、家の中にほったらかしにしてあるという状況になっているということなんですね。これ非常にこれから増えていくのかなという心配があります。せっかくいいものを町が用意してやったのに、そういった事情で進まなくなるというか逆に減っていってしまう予想があるのかなというふうに思いますので、新年度予算のほうでまた聞きますので、そういった情報があるのかなのか、ちょっと調べていただきたいなど。調べる方法としては、一番簡単なのは、個人情報になるのかどうなのかわかりませんが、解体をして同じ敷地内に新築住宅を建てられたお客さんが一番多いという形を、私は聞いています。既存の住宅を解体しないで、そのままリフォームした場合は、電線から電柱からの引き込みは変わらないので、一度外してまたつけるということは費用がほとんど変わらないというふうに聞いているんですけども、新築の部分ですね、これどのくらいあるのか調べて、情報をキャッチしていただきたいなどというふうに思います。お願いします。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 新年度予算の審議の前までに、資料として提出するという形でよろしいでしょうか。

（「はい、わかりました」の声あり）

●総務課長（會田課長） そのようにさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（谷口委員） なければ、本日はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

●委員長（谷口委員） それでは、明日に延会いたします。

午後 5 時01分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

平成23年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長